



大規模な催しになると 『指定催し』として指定！



屋外での大規模な催しを開催する場合の防火管理

次の要件に該当するものを消防長が「指定催し」に指定します。

消防長が指定した場所（伊勢原駅周辺、市総合運動公園）で開催される催しのうち、1日当たりの人出予想が10万人以上で、かつ、催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗以上の屋外催しとして計画されている催し。

消防長が指定するときは、あらかじめ、主催者に意見などを聴きます。

消防長が、「指定催し」を指定したときは、主催者に通知し、消防本部に掲示及び市ホームページに掲載し公示します。

【指定催しに指定された主催者は、次の3つのことが義務付けられます。】

- ① 防火担当者を定めること。
- ② 「火災予防上必要な業務に関する計画書」を作成し、その計画書に基づく業務を防火担当者に行わせること。
- ③ 「火災予防上必要な業務に関する計画書」を開催する日の14日前までに、消防長に提出すること。

【届出場所：消防本部予防課】

【罰 則】 「火災予防上必要な業務に関する計画書」を提出しなかった者に対する罰則として「30万円以下の罰金」が科せられます。

※ 屋外催しに係る防火管理 【平成27年3月1日施行】

お問い合わせ 伊勢原市消防本部予防課
電 話 0463-95-2117(直通)
FAX 0463-91-4325
メール yobou@isehara-city.jp